証券コード593A
2026年12月３日
（電子提供措置の開始日2026年11月26日）

株　主　各　位

東京都品川区北品川一丁目12－10
ジャコムビル
株式会社ティアフォー
代表取締役CEO　加藤　真平

第11回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第11回定時株主総会を下記の通り開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第11回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト
https://tier4.co.jp/ir/shareholders-meeting-materials

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト
https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show

上記ウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択の上、ご覧ください。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又は電磁的方法（インターネット）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討の上、2026年12月17日（木曜日）午後６時までに議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。

敬具

記

1. 日　　時　　2026年12月18日（金曜日）午後２時（受付開始 午後１時30分）
2. 場　　所　　東京都港区港南二丁目15番４号 品川インターシティホール
（末尾記載の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3. 目的事項

報告事項

１．第11期（2025年10月１日から2026年９月30日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第11期（2025年10月１日から2026年９月30日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

第１号議案　取締役５名選任の件
第２号議案　監査役１名選任の件
第３号議案　取締役に対する事後交付型株式報酬（RSU）に係る報酬決定の件
第４号議案　資本金の額の減少の件

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
◎議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
◎議決権行使書郵送による議決権行使と電磁的方法による議決権行使が重複してなされた場合は、電磁的方法によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。
◎書面交付請求された株主様へご送付している書面には、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、下記の事項を記載しておりません。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。
・取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況
・会社の支配に関する基本方針
・連結株主資本等変動計算書
・連結注記表及び個別注記表
・株主資本等変動計算書

議決権行使方法についてのご案内

下記いずれかの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

事前の議決権行使をいただく場合

書面による議決権行使

行使期限

2026年12月17日（木曜日）
午後6時到着分まで

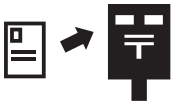

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに当社株主名簿管理人に到着するようご返送ください。

「スマート行使」によるご行使

行使期限

2026年12月17日（木曜日）
午後6時行使分まで



同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード®」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

詳細につきましては次頁をご覧ください。

インターネットによるご行使

行使期限

2026年12月17日（木曜日）
午後6時行使分まで

パソコン、スマートフォン等から、
議決権行使ウェブサイト
https://www.web54.net

にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って議案に対する賛否をご登録ください。

詳細につきましては次頁をご覧ください。

当日ご出席いただく場合

株主総会へ出席



株主総会開催日時　**2026年12月18日（金曜日）午後2時**

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。
開会直前には会場受付が混雑いたしますので、お早めのご来場をお願い申し上げます。

重複して行使された議決権の取扱いについて

(1) 書面とインターネット等（「スマート行使」を含む。）により二重に議決権を行使された場合は、インターネット等（「スマート行使」を含む。）によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

(2) インターネット等（「スマート行使」を含む。）により議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

インターネット等による議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明の場合は、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人　三井住友信託銀行株式会社　証券代行ウェブサポート専用ダイヤル

0120-652-031 (9:00～21:00)

「スマート行使」によるご行使

1 スマートフォン用議決権行使ウェブサイトへアクセスする

同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード®」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

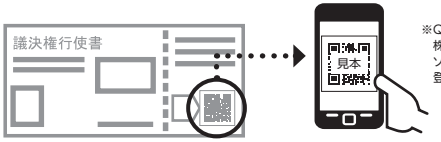

※QRコード®は、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 議決権行使ウェブサイトを開く

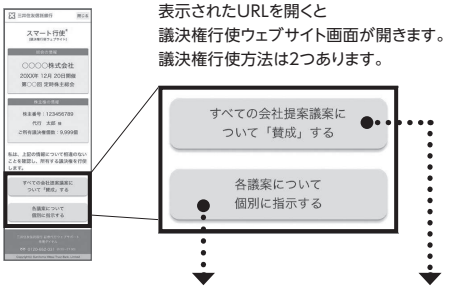

表示されたURLを開くと
議決権行使ウェブサイト画面が開きます。
議決権行使方法は2つあります。

3 各議案について個別に指示する

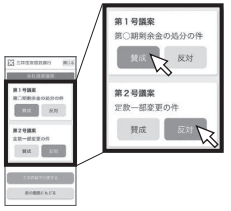

画面の案内に従って各議案の賛否をご入力ください。

4 全ての会社提案議案について「賛成」する



確認画面で問題なければ「この内容で行使する」ボタンを押して行使完了!

! 一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコード®を読み取り、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります（パソコンから、議決権行使ウェブサイトhttps://www.web54.net へ直接アクセスして行使いただくことも可能です。）。

インターネットによるご行使

1 議決権行使ウェブサイトへアクセスする

https://www.web54.net



「次へすすむ」をクリック

2 ログインする

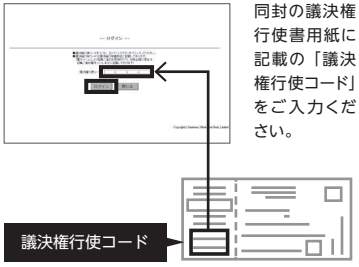

同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」をご入力ください。

3 パスワードを入力する

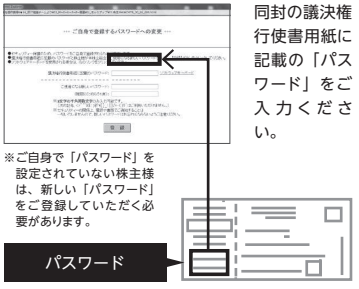

同封の議決権行使書用紙に記載の「パスワード」をご入力ください。

※ご自身で「パスワード」を設定されていない株主様は、新しい「パスワード」をご登録していただく必要があります。

以降は画面の案内に従って賛否をご登録ください。

※議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金及び通信料金等は株主さまのご負担となります。
※インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　取締役５名選任の件

取締役全員（４名）は、本定時株主総会終結時をもって任期満了となりますので、現任の取締役４名に加え、新たに１名増員し、取締役５名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次の通りであります。

候補者番号	氏名		現在の当社における地位、担当	取締役会出席状況
1	加藤 真平	再任 業務執行	代表取締役 CEO	18 回 / 18 回
2	阪口 聡志	再任 業務執行	取締役 EVP / CFO	18 回 / 18 回
3	三好 航	新任 業務執行	執行役員 COO	-
4	川﨑 達生	再任 社外 独立	社外取締役	18 回 / 18 回
5	北野 宏明	再任 社外 独立	社外取締役	17 回 / 18 回

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	加藤　真平 かとう　しんぺい 在任年数11年０ヶ月 (1982年２月８日生)	2009年４月　東京大学情報理工学系研究科コンピュータ科学専攻 特別研究員 2009年９月　Carnegie Mellon University, Dept. of Electrical and Computer Engineering 2011年７月　University of California, Santa Cruz, Dept. of Computer Science 2012年４月　名古屋大学大学院 情報科学研究科 システム学専攻 講師 2013年10月　名古屋大学大学院 情報科学研究科 システム学専攻 准教授 2015年12月　当社創業 取締役 CTO 2016年４月　東京大学大学院 情報理工学系研究科 コンピュータ科学専攻 准教授 2018年12月　一般社団法人The Autoware Foundation 代表理事就任 2023年４月　東京大学大学院 情報理工学系研究科 コンピュータ科学専攻 特任准教授 2023年４月　当社 代表取締役 CEO 兼 CTO 2025年４月　当社 代表取締役 CEO（現任） 2025年４月　東京大学大学院 工学系研究科 技術戦略学専攻 特任准教授（現任） 2025年４月　一般社団法人The Autoware Foundation フェロー就任（現任）	5,000,000株
	【取締役候補者とした理由】 創業経営者として当社を上場企業へと成長させ、現在の経営基盤を築き上げてまいりました。あわせて自動運転向けオープンソースソフトウェア「Autoware」の創始者でもあり、当社の技術発展を牽引してきたほか、現在はCEOとして全社戦略や主要パートナーとのエコシステム構築を主導しております。同氏の自動運転業界における国際的な見識と牽引力が、当社の持続的な企業価値向上に引き続き不可欠であると判断したためであります。		

<table>
<tr><th>候補者
番号</th><th>氏　　名
(生　年　月　日)</th><th>略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況</th><th>所有する
当社の
株式の数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">2</td><td>阪口　聡志
さかぐち　さとし
在任年数８年０ヶ月
(1986年３月４日生)</td><td>2010年 1 月　有限責任監査法人トーマツ 入社
2014年10月　株式会社ジーンクエスト 執行役員 CFO
2015年11月　株式会社リヴァンプ
2017年10月　株式会社カウリス 執行役員 CFO
2018年12月　当社 取締役 CFO
2026年10月　当社 取締役 EVP / CFO（現任）</td><td>0株</td></tr>
<tr><td colspan="3">【取締役候補者とした理由】
公認会計士としての財務及び会計に関する高度な専門性を有し、当社においても資金調達やガバナンス体制の強化を牽引してまいりました。今後の事業拡大と企業価値向上において、同氏の経験と実行力が引き続き不可欠であると判断したためであります。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">3</td><td>三好　航
みよし　こう
(1986年12月６日生)</td><td>2009年 4 月　三菱商事株式会社 入社
2018年 1 月　株式会社YCP Japan 入社
2020年 7 月　当社 入社
2021年10月　当社 執行役員
2022年 7 月　当社 執行役員 CSO
2025年 4 月　当社 執行役員 COO（現任）</td><td>0株</td></tr>
<tr><td colspan="3">【取締役候補者とした理由】
最高執行責任者（COO）として全社の事業戦略推進を強力に牽引し、当社の事業成長において顕著な実績を挙げてまいりました。事業・開発の現場に精通した深い洞察力と変革を推進する実行力により、急速に変化する事業環境においても適切な経営判断と業務執行の監督を行うことができる適任者であると判断したためであります。</td></tr>
</table>

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
4	川﨑　達生 かわさき　たつお 在任年数１年８ヶ月 (1965年６月９日生)	1990年４月　ゴールドマン・サックス証券会社 入社 1995年９月　マッキンゼー・アンド・カンパニー 入社 1998年４月　Next Card, Inc.入社 1999年４月　ユニゾン・キャピタル株式会社 パートナー 2004年２月　ユニゾン・キャピタル株式会社 取締役 2009年12月　株式会社あきんどスシロー 社外取締役 2011年６月　エノテカ株式会社 社外取締役 2016年３月　株式会社建デポ 社外取締役 2017年６月　株式会社ダイナミクス 社外取締役 2018年３月　株式会社資さん 社外取締役 2019年５月　ユニゾン・キャピタル株式会社 代表取締役 2019年７月　シダックス株式会社 取締役 2024年６月　ユニゾン・キャピタル株式会社 取締役会長(現任) 2025年４月　当社 取締役（現任） 2025年５月　慶應義塾 常任理事（現任） 2026年６月　株式会社ディー・エヌ・エー 社外取締役(現任)	0株
	【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 投資領域における深い専門性及び豊富な実績と、加えて企業経営者としての経験を有し、経営に対する的確な判断力と知見を備えていることから、経営判断及び監督機能の強化が期待されるためであります。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
5	北野　宏明 きたの　ひろあき 在任年数１年８ヶ月 (1961年３月16日生)	1984年４月　日本電気株式会社 入社 1993年８月　株式会社ソニーコンピュータサイエンス研究所 入社 2002年６月　株式会社ソニーコンピュータサイエンス研究所 取締役副所長 2008年７月　株式会社ソニーコンピュータサイエンス研究所 取締役所長 2011年４月　株式会社 SBX 代表取締役社長　(現任) 2011年７月　株式会社ソニーコンピュータサイエンス研究所 代表取締役社長（現任） 2015年４月　株式会社 ソニーグローバルエデュケーション 取締役 2016年６月　ソニーグループ株式会社 執行役員コーポレートエグゼクティブ 2018年６月　ソニーグループ株式会社 執行役員 2019年６月　株式会社シナモン AI 社外取締役 2020年４月　株式会社ソニーAI CEO（現 株式会社ソニーリサーチ） 2020年６月　ソニーグループ株式会社 常務 2022年４月　ソニーグループ株式会社 執行役 専務 CTO 2024年４月　ソニーグループ株式会社 執行役 副社長 CTO 2025年４月　ソニーグループ株式会社 チーフテクノロジーフェロー（現任） 2025年４月　当社 取締役（現任）	0株
	【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 AIや半導体等の先端技術領域に関する高度な専門知識と、研究開発及びこれまでの複数企業の支援を通じて培われた経営視点を併せ持ち、当社の技術戦略及び中長期的な企業価値向上に対して有益な助言が期待されるためであります。		

（注）1．各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2．川﨑達生氏及び北野宏明氏は社外取締役候補者であります。
3．当社は、取締役候補者川﨑達生氏及び北野宏明氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。なお、両氏の再任が承認された場合には引き続き独立役員に届け出る予定であります。
4．当社は、保険会社との間で会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当会社取締役を含む被保険者がその職務の執行に関し、責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約によって填補することとしております（ただし、法令違反であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には補填されません。）。候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。
5．当社は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を、川﨑達生氏及び北野宏明氏との間で締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。両氏の再任が承認された場合には、両氏との当該契約を継続する予定であります。

ご参考 スキルマトリックス

候補者番号	氏名	現在の当社における地位、担当	経験、専門性等					
			企業経営、経営戦略	財務、会計	営業、マーケティング、事業開発	テクノロジー	グローバル	コンプライアンス/リスク管理
1	加藤 真平	代表取締役 CEO	●		●	●	●	
2	阪口 聡志	取締役 EVP / CFO	●	●				●
3	三好 航	執行役員 COO	●	●	●		●	
4	川﨑 達生	社外取締役	●	●	●		●	●
5	北野 宏明	社外取締役	●			●	●	●

第２号議案　監査役１名選任の件

監査役代田（中室）牧子氏は、本総会終結の時をもって辞任されますので、監査役１名の選任をお願いしたいと存じます。なお、本議案の提出につき、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次の通りであります。

氏　　名 (生　年　月　日)	略歴、地位及び重要な兼職状況	所有する当社の株式の数
芦澤　美智子 あしざわ　みちこ (1972年10月23日生)	1996年10月　センチュリー監査法人 入所 （現 有限責任あずさ監査法人） 2000年３月　公認会計士登録（2001年5月に登録抹消。2025年10月再登録） 2003年９月　株式会社産業再生機構 入社 2006年２月　アドバンテッジパートナーズ有限責任事業組合 入社（現 株式会社アドバンテッジパートナーズ） 2013年４月　横浜市立大学国際総合科学部 准教授 横浜市立大学国際マネジメント研究科（大学院）准教授 2016年６月　ネットイヤーグループ株式会社 社外取締役 2016年９月　慶應義塾大学大学院経営管理研究科 非常勤講師 2018年６月　NECネッツエスアイ株式会社 社外取締役 2020年６月　日本発条株式会社 社外監査役 2022年７月　株式会社Timers 社外取締役（現任） 2022年８月　スタンフォード大学客員研究員 2023年９月　慶應義塾大学大学院経営管理研究科 准教授（現任） 2023年９月　グリーホールディングス株式会社 社外取締役 監査等委員（現任）	0株
【社外監査役候補者とした理由】 公認会計士として財務及び会計に関する高度な専門知識を有するとともに、企業変革の分野で培われた多角的な経営視点を有しております。専門家としての深い見識に基づき、独立した客観的な立場から当社の監査体制の強化に寄与いただけるものと判断したためであります。		

（注）１．候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
２．芦澤美智子氏は社外監査役候補者であり、東京証券取引所の定めに基づく一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員の候補者であります。
３．当社は、保険会社との間で会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当会社取締役を含む被保険者がその職務の執行に関し、責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約によって填補することとしております（ただし、法令違反であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には補填されません。）。候補者が監査役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。
４．当社は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を、芦澤美智子氏との間で締結する予定です。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。

第３号議案　取締役に対する事後交付型株式報酬（RSU）に係る報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の総額は、2022年12月16日開催の当社第７回定時株主総会において、年額200百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。）として、ご承認をいただいております。今般、当社は、当社の取締役（以下、「対象取締役」といいます。）が、当社の中長期的な企業価値を持続的に向上し、株主の皆様との一層の価値共有を進めるためのインセンティブとして、対象取締役に対し、新たに当社普通株式（以下、「当社株式」といいます。）及び金銭を一定の期間後に支給する事後交付型株式報酬（RSU）制度（以下、「本制度」といいます。）を下記の通り導入することとしたく存じます。つきましては、当社における対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案いたしまして、上記の取締役の報酬等の総額とは別枠として、本制度に基づき、対象取締役に対して支給する当社株式の割当のための金銭報酬債権及び金銭の総額を、年額100百万円以内（うち社外取締役10百万円以内）として、設定いたしたいと存じます。なお、本制度に基づく当社株式及び金銭の支給は、当社における対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案して決定しており、下記2.に定める１年あたりに割り当てる当社株式の数の上限が発行済株式総数に占める割合は0.16％程度（10年間にわたり、当該上限となる数の当社株式を発行した場合における発行済株式総数に占める割合は1.6％程度）と希薄化率は軽微であることから、その内容は相当なものであると考えております。

本議案をご承認いただいた場合、ご承認いただいた内容とも整合するよう、本株主総会終結後の当社取締役会において、事業報告34頁に記載の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針につき、16頁に記載の通り変更することを予定しております。本議案は、当該変更後の方針に沿うものであり、相当な内容であると判断しております。

また、現在の当社の取締役は４名（うち社外取締役２名）であり、第１号議案「取締役５名選任の件」が原案通り承認可決されますと、取締役は５名（うち社外取締役２名）となり、対象取締役は５名となります。

記

【本制度の概要】

1．当社株式の割当及び払込み

当社は、対象取締役に対し、当社取締役会が定める数のユニットを一定の期間にわたり毎年付与し、対象勤務期間中、一定の期間ごとに、当社取締役会決議を経て、当社が事前に付与したユニットの数に基づき算定される数の当社株式の交付及び金銭を上記の総額の範囲内で支給します。各対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、当社が事前に付与したユニットの数に基づき算出される数の当社株式の割当を受けます。なお、当社株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日に先立つ直近取引日の東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該当社株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定します。

また、上記の金銭報酬債権は、対象取締役が、上記の現物出資に同意していることを条件として支給します。

2．割り当てる株式の総数

本制度に基づき、対象取締役に対して割り当てる当社株式の総数は、1年あたり100,000株（うち社外取締役10,000株）を上限とします。なお、本議案の決議の日以降、本制度に基づく株式交付の日より前に当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合、その他これらの場合に準じて割り当てる当社株式の総数の調整を必要とする場合には、当該当社株式の総数を合理的に調整することができるものとします。

3．本制度の内容

（1）本制度の内容

本制度は、対象取締役に対し、当社取締役会が定める期間（以下、「対象勤務期間」といいます。初回の対象勤務期間は、本株主総会から2029年12月開催予定の当社定時株主総会の前日までとし、2027年12月開催予定の当社定時株主総会以降も、当社取締役会が定める期間を対象勤務期間として、本株主総会で承認を受けた範囲内で本制度を継続予定）に対応する当社取締役会が定める数のユニットを一定の期間にわたり毎年付与し、対象勤務期間中、一定の期間ごとに、当該期間中継続して、当社又は当社子会社の取締役、執行役員、そ

の他役務提供者（注）又は従業員のいずれかの地位にあったこと、その他当社取締役会で事前に定めた一定の要件を充足することを条件として、当社が事前に付与したユニットの数に基づき算定される数の当社株式（計算で生じる小数点以下の株式数は切り捨てとします。）の交付及び金銭の支給を行うものです。

ただし、上記の数の当社株式の割当のために対象取締役に対して支給する金銭報酬債権の額及び金銭の額が上記の総額を超えるおそれがある場合には、当該総額を超えない範囲で、割り当てる当社株式の数及び金銭の額を按分比例等の合理的な方法によって減少させることとします。

また、対象取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、本制度に基づく株式交付の日より前に当社及び当社子会社の取締役、執行役員、その他役務提供者及び従業員のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、当社普通株式に代えて金銭を支給するものとし、当該期間について支給する金銭の額及び金銭の支給の時期を、必要に応じて合理的に調整するものとします。なお、対象取締役が死亡により退任又は退職した場合は、当該対象取締役の相続人に対して、当該金銭を支給いたします。

（注）取締役及び執行役員以外の者であって、当社又は当社子会社との委任契約に基づき役務を提供する者をいう。

(2) 組織再編等における取扱い

当社は、本制度に基づく株式交付の日より前に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等（以下、「組織再編等」といいます。）に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合（ただし、当該組織再編等の効力発生日が本制度に基づく株式交付の日より前に到来することが予定されているときに限ります。）には、当社取締役会決議により、対象勤務期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の当社株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、対象取締役に割り当てるものとします。

(3) その他

当社は、対象取締役が本制度に基づく株式交付の日より前に当社及び当社子会社の取締役、執行役員、その他役務提供者及び従業員のいずれの地位からも退任若しくは退職した場合（当社取締役会が正当と認める場合を除きます。）又は当社取締役会で事前に定めた一定の非違行為等があった場合には、当該期間に係る当社株式の割当は行わず、当該期間に係る当社株式の割当のための金銭報酬債権及び金銭も支給しないものとします。

（ご参考）

当社は、本株主総会終結の時以降、当社の執行役員、その他役務提供者及び従業員並びに当社子会社の取締役、執行役員、その他役務提供者及び従業員に対し、本制度と同様の制度及び類似する制度に基づく株式報酬を付与する予定であります。

参考資料 変更後の役員報酬等の内容の決定に関する方針等の概要

役員報酬等の内容の決定に関する方針等の概要

1．取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針

取締役の報酬は金銭報酬と株式報酬により構成されております。

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針を定めており、取締役の金銭報酬については、2022年12月16日開催の定時株主総会の決議により定められた報酬総額の上限額である年間200百万円（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。）の範囲内において、各取締役に求められる職責及び能力等を勘案の上、取締役会から個別の報酬額の決定権限を授権された代表取締役CEO加藤真平が各取締役の報酬を決定しております。これらの権限を代表取締役CEO加藤真平に委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当業務の評価を行うには、同氏が最も適しているためであります。

また、当社は、当該権限が同氏によって適切に行使されるよう、取締役会の下位に位置する会議として任意の報酬委員会に類似した枠組みである「報酬検討会議」を設置しております。同会議は独立社外取締役川崎達生及び独立社外取締役北野宏明、並びに代表取締役CEO加藤真平で構成され、取締役の継続可否及び報酬額の妥当性等について事前に検討及び答申を行い、その内容を取締役会に報告した上で、代表取締役CEO加藤真平が最終決定することで、決定プロセスの透明性及び客観性の確保を図っております。

株式報酬については、対象者の責務、能力及び企業価値向上への貢献度等、その他の事情を総合的に勘案の上、取締役会において決定します。

報酬の種類	概要
金銭報酬	・会社の業績、他社の水準並びに対象者に求められる職責、能力及び企業価値向上への貢献度等を考慮して適切な報酬となるよう設定し、基本報酬として月次で支給する。 ・単年度業績に対するインセンティブとして、業績連動賞与を支給する。
株式報酬	・当社の中長期的な企業価値を持続的に向上し、株主の皆様との一層の価値共有を進めるためのインセンティブとして、取締役に対して事後交付型株式報酬（RSU）を付与する。 ・予め定める一定期間（以下、「対象勤務期間」といいます。）の勤務継続等を条件として対象者毎に当社取締役会が定める数のユニットを毎年付与する。 ・対象勤務期間は当社定時株主総会から３年後に開催される当社定時株主総会の前日までの３年間とし、このユニットを付与後１年毎に25％、25％、50％の割合を目安として確定させ、その都度ユニットに対応する数の当社普通株式及び金銭を交付する。 ・当該制度に基づく株式交付の日より前に、対象者が当社又は当社子会社の取締役、執行役員その他役務提供者及び従業員のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、その退任・退職事由及び在任期間等に応じて当社普通株式に代えて金銭を支給するものとし、当該対象者に対して支給する金銭の額及び時期を合理的に調整するものとします。 ・組織再編等取締役会で予め定めた事由が生じた場合には在任期間等に応じて、当社普通株式を交付する。 ・ユニットの付与数その他の条件はRSUの目的、会社の業績、他社の水準並びに対象者に求められる職責、能力及び企業価値向上への貢献度等を考慮して適切な報酬となるよう設定する。

第４号議案　資本金の額の減少の件

補助金等を含む助成事業や委託事業の契約要件を満たすため、資本金の額を次の通り減少することについて、ご承認をお願いしたいと存じます。

（1）減少する資本金の額

資本金8,804,868,211円のうち、8,704,868,211円を減少し、減少後の資本金の額を100,000,000円といたします。

なお、2026年12月19日から2027年３月31日までに当社が発行している新株予約権が行使された場合には、当該新株予約権の行使に伴う新株発行により増加する資本金の額と同額分を合わせて減少することにより、資本金の額の減少の効力発生日における最終的な資本金の額を100,000,000円といたします。

（2）資本金の額の減少の方法

発行済株式総数の変更は行わず、減少する資本金の全額をその他資本剰余金へ振り替えます。

（3）資本金の額の減少が効力を生ずる日

2027年３月31日

以上

事　業　報　告

2025年10月 1 日から
2026年 9 月30日まで

1．企業集団の現況に関する事項

（1）事業の経過及び成果

当社が事業を営む自動運転業界においては、社会実装に向けた動きが一段と加速いたしました。2026年１月に閣議決定された「第３次交通政策基本計画」では「2030年度までに自動運転サービス車両数10,000台」を導入する目標が発表されております。さらに、2026年７月に発表された「日本成長戦略」において、自動運転は「17の戦略分野・62の主要な製品・技術等」に特定され、「戦略17分野における「主要な製品・技術等」の官民投資ロードマップ」では「2030年代に日本企業による自動運転車両販売台数の世界シェア約25%」を目指すことが発表されております。地域公共交通における運転手不足や交通空白地域の拡大といった社会課題の解決や我が国の自動車産業の強化に向けて、取り組みが強化されております。

こうした環境のもと、当社の事業におきましては実証から実装へとフェーズが移行しており、自動運転の社会実装に向けた期待を受けております。自動運転の社会実装に向けた資金調達を行うため、2026年７月22日には東京証券取引所グロース市場へ上場いたしました。

Mobility Service（モビリティサービス）においては、自動運転サービスの社会実装に向けた一層の進展が見られました。当連結会計年度末までの実証実験・実装地域数の実績は56地域となっており、自動運転バスの累計販売台数は37台となりました。石川県小松市に加え、茨城県つくば市等の地域で実際のバス路線に自動運転バスが導入され、商用運行がなされております。さらに中期的には、KDDI株式会社及びKDDIスマートモビリティ株式会社と自動運転サービスの社会実装に向けた協業に合意し、2030年までに累計1,000台規模の商用導入を目指す取り組みを開始しております。また、2026年９月には経済産業省の「グローバルサウス未来志向型共創等事業費補助金」（注１）に採択され、国内のみならず、海外市場への自動運転バスの展開を見据えた取り組みも開始しております。

Mobility Serviceにおける売上高は、3,005百万円（前連結会計年度比32.5%増）となりました。

Development Service（デベロップメントサービス）においては、2026年９月末時点で開発プロジェクト顧客数は13社となっております。いすゞ自動車株式会社、株式会社小松製作所、スズキ株式会社、トヨタ自動車株式会社、ヤマハ発動機株式会社等とのプロジェクトを含み、各社とのプロジェクトにおいて、開発・商用化計画に応じた自動運転システムの開発を進めております。開発プロジェクトを通じて、自動車OEMや特殊用途車両メーカーによる自動運転技術の手の内化及び将来の自動運転車両の量産化に向けた取り組みを支援しております。各プロジェクトは量産に向けて着実に進捗しておりますが、情報発信が可能なタイミングとなりましたら随時情報発信を実施する予定です。

Development Serviceにおける売上高は、2,717百万円（前連結会計年度比104.2％増）となりました。

Solution Service（ソリューションサービス）においては、自動運転に関連するソフトウェアツール、ハードウェアツール、コンサルティングサービスを提供しております。ハードウェアツールでは、自動運転レベル４に最適化した量産向け車載カメラ「MPシリーズ」を販売しており、2026年９月にはラインアップに広角モデル「C1-120MP」「C2-120MP」を追加し販売を開始いたしました。また、Astemo株式会社とは乗用車向けのE2E自動運転技術開発に向けた協業を開始しております。バス・シャトルや特殊用途車両といった商用車向けには当社自らが自動車OEM等の顧客との事業を推進しますが、乗用車向けについてはメガサプライヤーを顧客とし、市場開拓を進める計画です。また、経済産業省「地域の移動課題解決に向けた自動運転サービス開発・実証支援事業」が2026年３月末に完了し、本サービス区分の内数として売上計上がなされております。

Solution Serviceにおける売上高は、2,855百万円（前連結会計年度比1.6％増）となりました。

販売費及び一般管理費につきましては、多くを占めるのが研究開発費であります。研究開発においては、自動運転システムの商用化・量産化及び適用可能な地域・走行環境の拡大に向けた投資を継続しております。主な研究開発テーマとして、技術の可用性向上（適用可能な地域や走行環境の拡大）に向けた、AIベース型の自動運転開発の加速や大規模データ収集プラットフォームの構築に取り組んでおります。また、乗用車への自動運転技術の適用も見据え、E2Eと呼ばれる自動運転技術の開発や、車載半導体開発も行っております。E2Eと呼

ばれる自動運転開発においては、Astemo株式会社をはじめとしたメガサプライヤーとの協業による開発を、車載半導体の研究開発においては、国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）の「次世代エッジAI半導体研究開発事業」（注２）への参画や、ルネサスエレクトロニクス株式会社との協業などを進めております。この結果、研究開発費については、8,641百万円（前連結会計年度比1.1％増）となりました。

また、研究開発費を除く販売費及び一般管理費においては、事業拡張・組織拡張に伴うコーポレート費用や、東京証券取引所グロース市場への新規上場に関連する費用が計上され、4,536百万円（前連結会計年度比25.8％増）となりました。販売費及び一般管理費全体としては13,178百万円（前連結会計年度比8.4％増）となっております。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は8,579百万円(前連結会計年度比33.8％増)、売上総利益は3,153百万円（前連結会計年度比91.0％増）となりました。販売費及び一般管理費は13,178百万円（前連結会計年度比8.4％増)、営業損失は10,024百万円（前連結会計年度は営業損失10,506百万円）となりました。補助金収入4,853百万円を含む営業外収益、営業外費用が計上され、経常損失6,190百万円（前連結会計年度は経常損失5,504百万円)、親会社株主に帰属する当期純損失は6,313百万円（前連結会計年度は親会社株主に帰属する当期純損失4,799百万円）となりました。

（注１）本件採択による補助金収入は損益計算書上は営業外収益として計上されるものでありますが、Mobility Serviceにおける売上高に資する事業であることから上記項目にあわせ説明を記載しております。
（注２）本件は委託事業であり、損益計算書上はSolution Serviceの売上高・売上総利益として計上しております。

(2) 設備投資の状況

該当事項はありません。

(3) 資金調達の状況

2025年12月26日に東海旅客鉄道株式会社に対して第三者割当増資を行い、1,000百万円の資金調達を行いました。

2026年７月22日に東京証券取引所グロース市場に新規上場し、公募増資により、総額17,407百万円の資金調達を行いました。

(4) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

特記すべき重要な事項はありません。

(5) 対処すべき課題

当社の今後の経営課題とその対策は以下の４点です。

① 技術力の強化

当社グループは「自動運転の民主化」という経営方針のもと、国内外において自動運転レベル４の事業化に取り組んでおり、既に一部の車両・地域においては、商用運行を実施しています。当社グループは既に公道における自動運転レベル４の許認可取得実績を有しますが、さらなる事業拡大のためには運行設計領域（ODD）の拡大、安全性・信頼性の向上や、自動車OEMとの量産に向けた開発などの技術開発が求められます。これまでと同様に今後も技術開発を重要視して取り組む方針であります。

② 優秀な人材の確保

当社グループは研究開発を遂行するために、多様な開発領域において高度な専門性と能力を備えた人材を国内外から継続的に雇用しております。当社グループが掲げる「自動運転の民主化」及び複数の事業領域・車種における社会実装を達成、推進するためには、引き続き、優秀な人材の確保は重要な課題であります。リファラル採用の推奨や採用エージェントの活用などに加えて、産学官連携を進め、業界における当社グループの認知向上に努めることで継続的に人材を確保する方針です。また、新卒採用を強化し社員の育成にも重点を置いていきます。

③ 規律ある先行投資の実行

自動運転業界では一般的に多額の研究開発投資が必要とされるところ、当社のプロダクトはオープンソース型の自動運転ソフトウェア「Autoware（オートウェア)」を基盤としていることから、当社グループ独自で開発する項目は限定的であり、効率的な技術開発が実現できております。また、日本政府からの補助金による支援を受けながら研究開発を実施しております。当社グループが安定的な事業基盤を構築するためには、技術水準の向上が不可欠であり、規律をもって先行投資を実施していきます。

④ 先行投資負担を踏まえた収益性改善に向けた課題

当社グループは、研究開発投資及び事業基盤構築に係る先行費用が継続的に発生していることから、現時点において業績は赤字となっております。当社グループの目指す方向性を実現するためには、現時点において先行投資を行うことが最善であると判断をし

ております。また、足元で事業・開発は順調に進捗しておりますが、自動運転市場は黎明期にあり、技術開発及び社会実装に一定の期間を要する特性を有していることから、当社グループにおいても、黒字化に至るまでには一定の期間を要する可能性があると認識しております。規律ある研究開発投資を継続することと、売上を中心に事業規模を拡大することのバランスを取りながら事業運営を行うことで、経常損益の赤字幅の改善、黒字化に向けて取り組んでまいります。

(6) 財産及び損益の状況の推移

区　　分	2023年度 第８期	2024年度 第９期	2025年度 第10期	2026年度 (当連結会計年度) 第11期
売　　上　　高	－ 百万円	3,871 百万円	6,410 百万円	8,579 百万円
経　常　損　失　(△)	－ 百万円	△4,834 百万円	△5,504 百万円	△6,190 百万円
親会社株主に帰属する当期純損失　(△)	－ 百万円	△4,834 百万円	△4,799 百万円	△6,313 百万円
１株当たり当期純損失（△)	－ 円	△113.35 円	△108.29 円	△129.24 円
総　　資　　産	－ 百万円	21,577 百万円	17,580 百万円	29,960 百万円
純　　資　　産	－ 百万円	18,007 百万円	13,170 百万円	25,296 百万円

(注) １．第９期より連結計算書類を作成しておりますので、第８期の状況は記載しておりません。
２．当社は2026年２月６日付で普通株式１株につき５株の株式分割を行っておりますが、第９期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、１株当たり当期純損失を算定しております。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況（2026年９月30日時点）

該当事項はありません。

なお、当社の連結子会社は２社、持分法適用会社は３社であります。重要な子会社は、総資産、売上高等の基準により選定しております。

(8) 主要な事業内容

当社の事業は、自動運転事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

なお、売上については、顧客ニーズ、顧客タイプに応じて「Mobility Service（モビリティサービス）」「Development Service（デベロップメントサービス）」「Solution Service（ソリューションサービス）」に区分しております。

サービス	サービス内容
Mobility Service （モビリティサービス）	当社が自動車OEMからベース車両を調達し、自動運転システムを架装した上で、地方自治体や交通事業者、MaaS（Mobility as a Service）事業者等の顧客に提供する事業
Development Service （デベロップメントサービス）	大手自動車OEM等の顧客と連携し、当社プロダクトを基盤とした自動運転システムの量産化開発を推進する協働型の事業
Solution Service （ソリューションサービス）	オープンソースソフトウェア「Autoware（オートウェア）」や当社プロダクトの導入・活用を推進する企業・団体に対し、幅広い技術支援及び運用支援を提供する事業

(9) 主要な営業所

名称	所在地
本社	東京都品川区

(10) 従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
417名	25名増

（注）従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員、季節工を含む。）は、含まれておりません。

（11）主要な借入先

当社グループは、車両生産及び販売や、各種プロジェクトの入出金時期の差に係る運転資金の調達を目的として、三井住友信託銀行株式会社、株式会社三菱UFJ銀行、株式会社三井住友銀行との間で、証書借入契約及び当座貸越契約を締結しております。

なお、当事業年度末における当該契約に基づく借入実行残高は1,708百万円であります。

借　　入　　先	借　　入　　額
三井住友信託銀行株式会社	1,000 百万円
株式会社三菱UFJ銀行	708 百万円
合計	1,708 百万円

（12）その他当社グループの現況に関する重要な事項

当社は、2026年７月22日付で、当社株式は東京証券取引所グロース市場（証券コード:593A）に新規上場しました。

2．会社の株式に関する事項

（1）発行可能株式総数　　150,000,000株

（2）発行済株式の総数　　63,524,090株

（3）株主数　　45,053名

（4）大株主

株主名	持株数	持株比率(%)
ＳＯＭＰＯホールディングス株式会社	11,112,500株	17.49%
加藤 真平	5,000,000株	7.87%
ヤマハ発動機株式会社	3,459,490株	5.45%
出川 章理	3,050,000株	4.80%
いすゞ自動車株式会社	3,000,000株	4.72%
ジャフコＳＶ５共有投資事業有限責任組合	2,166,000株	3.41%
ＫＤＤＩ株式会社	2,070,000株	3.26%
アイサンテクノロジー株式会社	1,575,000株	2.48%
楽天証券株式会社共有口	1,352,000株	2.13%
河口 信夫	1,300,000株	2.05%
二宮 芳樹	1,300,000株	2.05%

（5）当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況
該当するものはございません。

（6）その他株式に関する重要な事項
該当するものはございません。

3．会社の新株予約権等に関する事項

（1）職務執行の対価として交付した新株予約権の当事業年度末日における状況

・新株予約権の数

125,130個

・目的となる株式の種類及び数

普通株式 1,275,000株

（第２回、第３回新株予約権１個につき5,000株）

（第５回、第14回、第15回、第16回、第20回新株予約権１個につき５株）

・当社取締役、その他の役員の保有する新株予約権の区分別合計

	回次	行 使 期 間	個　　数	保有者数
取締役 （社外取締役を除く）	第２回新株予約権	2019年６月24日 ～2027年６月23日	50個	1名
	第３回新株予約権	2019年11月30日 ～2027年11月29日	80個	1名
	第５回新株予約権	2020年10月20日 ～2028年10月19日	24,000個	1名
	第14回新株予約権	2026年９月30日 ～2034年９月29日	20,000個	1名
	第15回新株予約権	2026年９月30日 ～2034年９月29日	26,000個	1名
	第20回新株予約権 （第１次）	2028年２月３日 ～2037年２月２日	50,000個	1名
社外取締役	第16回新株予約権 （第４次）	2027年４月19日 ～2035年４月18日	5,000個	2名

（注）2026年２月６日付で行った普通株式１株を５株とする株式分割により、「目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使時の払込金額」は調整されております。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として交付した新株予約権の状況

		第18回新株予約権（第１次）
発行決議日		2026年２月２日
新株予約権の数		107,100個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 535,500株
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払込は要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		1,000円
権利行使期間		自　2028年２月３日 至　2036年２月２日
行使の条件		(注)
使用人等へ交付した新株予約権の区分別合計	当社執行役員	新株予約権の数　50,000個 目的となる株式数　250,000株 交付者数　2人
	当社従業員（当社役員除く）	新株予約権の数　57,100個 目的となる株式数　285,500株 交付者数　74人

(注) １．2026年１月16日開催の取締役会決議により、2026年２月６日付で普通株式１株につき５株の株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類と数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」が調整されています。

２．権利行使の条件は以下の通りであります。

(1) 東京証券取引所に上場後６ヶ月の期間が経過した場合に限り、権利を行使することができる。

(2) 対象者が、権利行使時において当社又はその子会社の取締役、監査役、執行役員又は使用人の地位にあることを要する。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。

(3) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。

(4) 各本新株予約権の一部行使はできない。

(5) その他の条件は、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結した新株予約権割当契約書に定めるものとする。

		第20回新株予約権（第１次）
発行決議日		2026年２月２日
新株予約権の数		70,000個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 350,000株
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払込は要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		1,000円
権利行使期間		自　2028年２月３日 至　2037年２月２日
行使の条件		(注)
使用人等へ交付した 新株予約権の区分別合計	当社執行役員	新株予約権の数　　20,000個 目的となる株式数　100,000株 交付者数　　1人

(注) １．2026年１月16日開催の取締役会決議により、2026年２月６日付で普通株式１株につき５株の株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類と数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」が調整されています。

２．権利行使の条件は以下の通りであります。

(1) 東京証券取引所に上場後６ヶ月の期間が経過した場合に限り、権利を行使することができる。

(2) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。

(3) 各本新株予約権の一部行使はできない。

(4) その他の条件は、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結した新株予約権割当契約書に定めるものとする。

		第18回新株予約権（第２次）
発行決議日		2026年４月13日
新株予約権の数		19,500個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 97,500株
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払込は要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		1,000円
権利行使期間		自　2028年４月14日 至　2036年４月13日
行使の条件		(注)
使用人等へ交付した新株予約権の区分別合計	当社従業員 （当社役員除く）	新株予約権の数　19,500個 目的となる株式数　97,500株 交付者数　39人

（注）１．2026年１月16日開催の取締役会決議により、2026年２月６日付で普通株式１株につき５株の株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類と数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」が調整されています。

２．権利行使の条件は以下の通りであります。

(1) 東京証券取引所に上場後６ヶ月の期間が経過した場合に限り、権利を行使することができる。

(2) 対象者が、権利行使時において当社又はその子会社の取締役、監査役、執行役員又は使用人の地位にあることを要する。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。

(3) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。

(4) 各本新株予約権の一部行使はできない。

(5) その他の条件は、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結した新株予約権割当契約書に定めるものとする。

		第19回新株予約権（第１次）
発行決議日		2026年４月13日
新株予約権の数		5,000個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 25,000株
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払込は要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		7.6米ドル
権利行使期間		自　2026年４月14日 至　2036年４月13日
行使の条件		(注)
使用人等へ交付した新株予約権の区分別合計	当社子会社の従業員 （当社及び子会社の役員除く）	新株予約権の数　5,000個 目的となる株式数　25,000株 交付者数　1人

（注）１．2026年１月16日開催の取締役会決議により、2026年２月６日付で普通株式１株につき５株の株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類と数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」が調整されています。

２．権利行使の条件は以下の通りであります。

(1) 東京証券取引所に上場後６ヶ月の期間が経過した場合に限り、権利を行使することができる。

(2) 対象者が、権利行使時において当社又はその子会社の取締役、監査役、執行役員又は使用人の地位にあることを要する。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。

(3) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。

(4) 各本新株予約権の一部行使はできない。

(5) その他の条件は、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結した新株予約権割当契約書に定めるものとする。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当するものはございません。

4．会社役員に関する事項

（1）取締役及び監査役の氏名等

氏　　名	地位及び担当	重要な兼職の状況
加藤　真平	代表取締役CEO	東京大学大学院 工学系研究科 技術戦略学専攻 特任准教授 一般社団法人The Autoware Foundation フェロー
阪口　聡志	取締役EVP/CFO	
川﨑　達生	取締役 （社外取締役）	ユニゾン・キャピタル株式会社 取締役会長 慶應義塾 常任理事 株式会社ディー・エヌ・エー　社外取締役
北野　宏明	取締役 （社外取締役）	ソニーグループ株式会社 チーフテクノロジーフェロー 株式会社ソニーコンピュータサイエンス研究所 代表取締役社長 株式会社 SBX 代表取締役社長
阪崎　史郎	常勤監査役 （社外監査役）	株式会社wevnal 社外監査役
代田（中室）牧子	監査役 （社外監査役）	慶應義塾大学 総合政策学部 教授 内閣府 規制改革推進会議 委員 デジタル庁シニアエキスパート デジタルエデュケーション担当 独立行政法人経済産業研究所 ファカルティフェロー 内閣府 経済財政諮問会議・経済財政一体改革委員会 委員 内閣官房 デジタル行財政改革会議 構成員
山本　龍太朗	監査役 （社外監査役）	大江橋法律事務所 パートナー 慶應義塾大学 総合政策学部 非常勤講師 東京外国語大学 国際社会学部 非常勤講師 特定非営利活動法人かものはしプロジェクト理事 WASSHA株式会社 社外監査役 株式会社リベルタ 社外取締役監査等委員 UNI SOUND株式会社 社外監査役

（注）1．取締役阪口聡志氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

2．監査役山本龍太朗氏は、弁護士の資格を有しており、法務に関する相当程度の知見を有するものであります。

3．当社は、取締役川﨑達生氏及び北野宏明氏、監査役阪崎史郎氏、代田（中室）牧子氏及び山本龍太朗氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4．当事業年度の取締役及び監査役の異動は次の通りであります。
(1) 2025年12月19日開催の当社第10回定時株主総会終結の時をもって、取締役出川章理氏は任期満了により退任いたしました。
(2) 2026年２月２日開催の臨時株主総会において、株式譲渡制限規定の廃止に係る定款変更、及び当該効力発生を条件とする取締役及び監査役選任が決議されました。これにより、2026年２月６日の定款変更の効力発生に伴い、取締役 加藤真平氏、阪口聡志氏、川﨑達生氏及び北野宏明氏、並びに監査役 阪崎史郎氏、代田（中室）牧子氏及び山本龍太朗氏は任期満了により退任すると同時に、同日付で再任され就任しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第１項の規定に基づき、業務執行取締役等でない取締役及び監査役との間において、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が規定する最低責任限度額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該業務執行取締役等でない取締役及び監査役が責任の原因となった職務の遂行について、善意でかつ重大な過失がないときに限定されます。

(3) 補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者（子会社を含む全ての取締役及び監査役。既に退任している者及び新たに選任された者を含む。）が会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を当該保険契約により填補することとしております。保険料は全額当社が負担しております。なお、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。

(5) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役及び監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

取締役及び監査役の報酬等は金銭等による基本報酬としております。

取締役の報酬については、株主総会の決議により定められた報酬総額の上限額の範囲内において、各取締役に求められる職責及び能力等を勘案し、取締役会から授権された代表取締役加藤真平が各取締役の報酬を決定しております。

監査役の報酬については、株主総会の決議により定められた報酬総額の上限額の範囲内において、業務分担の状況等を勘案し、監査役の協議により決定しております。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2022年12月16日開催の定時株主総会において年額200百万円以内と決議されております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は４名（うち、社外取締役は２名）です。

監査役の金銭報酬の額は、2025年12月19日開催の定時株主総会において年額30百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は３名です。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社は、個別の報酬額の決定権限を代表取締役CEO加藤真平に委任しております。これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当業務の評価を行うには、同氏が最も適しているためであります。当該権限が同氏によって適切に行使されるよう、取締役会の下位に位置する会議として任意の報酬委員会に類似した枠組みである「報酬検討会議」を設置しております。同会議は独立社外取締役川﨑達生及び北野宏明、並びに代表取締役CEO加藤真平で構成され、取締役の継続可否及び報酬額の妥当性等について事前に検討及び答申を行い、その内容を取締役会に報告した上で、代表取締役CEO加藤真平が最終決定することで、決定プロセスの透明性及び客観性の確保を図っております。

当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容についても、上記の手続きに基づき「報酬検討会議」において報酬水準の適切性、妥当性等の審議を経た上で決定されていることから、取締役会は当該内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

④　取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額（百万円）	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる役員の員数（人）
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 （うち社外取締役）	87 (16)	87 (16)	－ (－)	－ (－)	5 (2)
監査役 （うち社外監査役）	15 (15)	15 (15)	－ (－)	－ (－)	3 (3)

(6) 社外役員に関する事項

①　重要な兼職先と当社との関係

社外役員の兼職先と当社との間には、記載すべき関係はありません。

②　主要取引先等特定関係事業者との関係

社外役員の兼職先と当社との間には、記載すべき関係はありません。

③　当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	川﨑　達生	当事業年度に開催された取締役会18回全てに出席いたしました。 投資やM&A実務における深い専門性及び企業経営者としての豊富な経験に基づき、投資家視点から意思決定の妥当性を確保するための発言を行っているほか、株主価値の向上に向けた有益な助言を行っております。
社外取締役	北野　宏明	当事業年度に開催された取締役会18回のうち17回に出席いたしました。 AIや半導体等の先端技術に関する深い専門性と、複数企業の支援を通じて培われた経営視点に基づき、客観的な立場から意思決定の妥当性を確保するための発言を行っているほか、中長期的な企業価値向上に向けた有益な助言を行っております。
社外監査役	阪崎　史郎	当事業年度に開催された取締役会18回及び監査役会12回の全てに出席いたしました。 上場企業のガバナンス実務に関する豊富な知見に基づき、主にコーポレート・ガバナンスやリスクマネジメントの観点から客観的かつ建設的な発言を行っております。また、常勤監査役として、重要な会議に出席するほか、当社及び子会社の役職員に対して職務執行状況のヒアリングを行い、実効性の高い監査に努めております。
社外監査役	代田（中室）牧子	当事業年度に開催された取締役会18回及び監査役会12回の全てに出席いたしました。 教育経済学の専門的見地及び公的機関での委員経験に基づき、客観的な立場から意思決定の妥当性を確保するための発言を行っているほか、政策動向等を踏まえた有益な助言を行っております。
社外監査役	山本　龍太朗	当事業年度に開催された取締役会18回及び監査役会12回の全てに出席いたしました。 弁護士としての高度な法的専門知識に基づき、意思決定の妥当性や適法性を確保するための発言を行っているほか、コンプライアンス強化に向けた有益な助言を行っております。

5．会計監査人に関する事項

（1）会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

（2）報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	45百万円
当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	83百万円

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況及び報酬見積りの算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第 399 条第１項及び第２項に従い、同意を行っております。

（3）非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務（非監査業務）である、新規上場に係るコンフォートレター作成業務を委託しております。

（4）会計監査人の解任又は不再任の決定方針

当社監査役会は、会計監査人が会社法第 340 条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、当社監査役会は、会計監査人の適格性、専門性、当社からの独立性等を総合的に評価し、会計監査人の変更が必要であると認められる場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提案いたします。

6．剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を経営課題と認識しており、内部留保の充実状況及び企業を取り巻く事業環境を勘案し、利益還元政策を決定していく所存であります。しかしながら、当社は現在成長過程にあり、内部留保が充実しているとはいえず、創業以来配当を行っておりません。また、現時点では研究開発投資を行うことで中長期的かつ安定的な事業成長を目指すことが株主に対する最大の利益還元に繋がると考えております。

将来的には毎期の経営成績並びに財政状態を勘案しつつ、配当による株主への利益還元を実施することを検討してまいりますが、現時点において配当実施の可能性及びその時期につきましては未定であります。

なお、剰余金の配当を行う場合は、期末配当の年１回を基本方針としており、その他年１回の中間配当を行うことができる旨を定款で定めております。配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。

（注）本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2026年９月30日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**29,124**	**流動負債**	**4,371**
現金及び預金	22,635	買掛金	392
売掛金	2,316	未払金	665
契約資産	1,532	未払費用	924
棚卸資産	601	契約負債	281
未収収益	1,438	短期借入金	1,000
その他	599	１年内返済予定の長期借入金	499
固定資産	**836**	未払法人税等	249
有形固定資産	**14**	賞与引当金	216
工具、器具及び備品	43	その他	141
減価償却累計額	△29	**固定負債**	**292**
工具、器具及び備品（純額）	14	長期借入金	208
無形固定資産	**1**	繰延税金負債	39
その他	1	その他	44
投資その他の資産	**821**	**負債合計**	**4,664**
投資有価証券	529	**(純資産の部)**	
繰延税金資産	13	**株主資本**	**24,946**
その他	278	資本金	8,804
		資本剰余金	22,751
		利益剰余金	△6,609
		その他の包括利益累計額	**107**
		その他有価証券評価差額金	74
		為替換算調整勘定	32
		新株予約権	**242**
		純資産合計	**25,296**
資産合計	**29,960**	**負債・純資産合計**	**29,960**

連結損益計算書

（2025年10月 1 日から
2026年 9 月30日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		8,579
売上原価		5,425
売上総利益		3,153
販売費及び一般管理費		13,178
営業損失		10,024
営業外収益		
受取利息	31	
受取配当金	7	
補助金収入	4,853	
その他	19	4,911
営業外費用		
支払利息	56	
持分法による投資損失	1,008	
為替差損	10	
その他	1	1,077
経常損失		6,190
特別利益		
固定資産売却益	0	
持分変動利益	55	56
特別損失		
投資有価証券評価損	157	157
税金等調整前当期純損失		6,291
法人税、住民税及び事業税	10	
法人税等調整額	11	21
当期純損失		6,313
親会社株主に帰属する当期純損失		6,313

貸借対照表

(2026年９月30日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**28,805**	**流動負債**	**4,374**
現金及び預金	22,332	買掛金	392
売掛金	2,292	短期借入金	1,000
契約資産	1,532	１年内返済予定の長期借入金	499
商品	581	未払金	703
仕掛品	15	未払費用	902
前渡金	108	契約負債	281
前払費用	226	賞与引当金	216
未収収益	1,438	その他	377
その他	277	**固定負債**	**292**
固定資産	**854**	長期借入金	208
投資その他の資産	**854**	繰延税金負債	39
投資有価証券	378	その他	44
関係会社株式	200	**負債合計**	**4,666**
その他	276	**(純資産の部)**	
		株主資本	**24,675**
		資本金	8,804
		資本剰余金	22,760
		資本準備金	22,760
		利益剰余金	△6,889
		その他利益剰余金	△6,889
		繰越利益剰余金	△6,889
		評価・換算差額等	**74**
		その他有価証券評価差額金	74
		新株予約権	**242**
		純資産合計	**24,993**
資産合計	**29,660**	**負債・純資産合計**	**29,660**

損　益　計　算　書

（2025年10月 1 日から
2026年 9 月30日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		8,523
売上原価		5,506
売上総利益		3,016
販売費及び一般管理費		13,131
営業損失		10,115
営業外収益		
受取利息	30	
受取配当金	7	
補助金収入	4,853	
その他	24	4,916
営業外費用		
支払利息	56	
為替差損	8	
その他	1	66
経常損失		5,266
特別損失		
関係会社株式評価損	1,475	
投資有価証券評価損	157	1,632
税引前当期純損失		6,898
法人税、住民税及び事業税	△9	△9
当期純損失		6,889

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

２０２６年１１月２０日

株式会社ティアフォー
取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　矢部直哉
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　狭間智博

監査意見

当監査法人は、会社法第４４４条第４項の規定に基づき、株式会社ティアフォーの２０２５年１０月１日から２０２６年９月３０日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ティアフォー及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

２０２６年１１月２０日

株式会社ティアフォー
取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　矢部直哉
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　狭間智博

監査意見
当監査法人は、会社法第４３６条第２項第１号の規定に基づき、株式会社ティアフォーの２０２５年１０月１日から２０２６年９月３０日までの第１１期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2025年10月1日から2026年9月30日までの第11期事業年度における取締役の職務の執行に関して、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役が行ったその構築・運用の状況を監視及び検証いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（3）連結計算書類の監査結果

会計監査人EY 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年11月20日

株式会社ティアフォー　監査役会
常勤社外監査役　阪崎史郎
社外監査役　代田（中室）牧子
社外監査役　山本龍太朗

以上

株主総会会場ご案内図

■会　場

品川インターシティホール

東京都港区港南二丁目15番４号
TEL 03-3474-0461

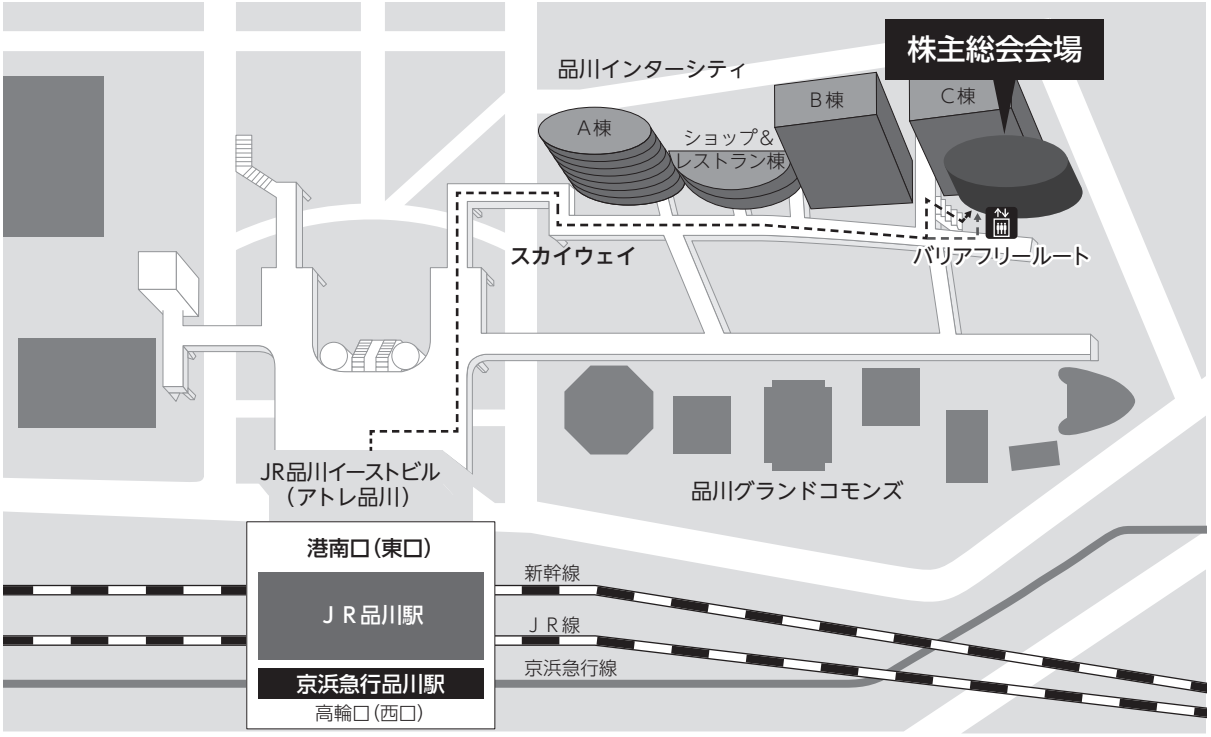

■交通のご案内

●ＪＲ各線 ●京浜急行線 **「品川駅」**下車 **港南口（東口）**より
品川インターシティスカイウェイ（歩行者専用通路）にて **徒歩約12分**

※お車でのご来場はお控えくださいますようお願い申し上げます。

UD FONT